令和８年度

安全運転管理者等法定講習

～交通事故発生状況と安全運転管理のポイント～

岡山県警察本部交通企画課

1　県下の交通事故

令和７年の発生状況

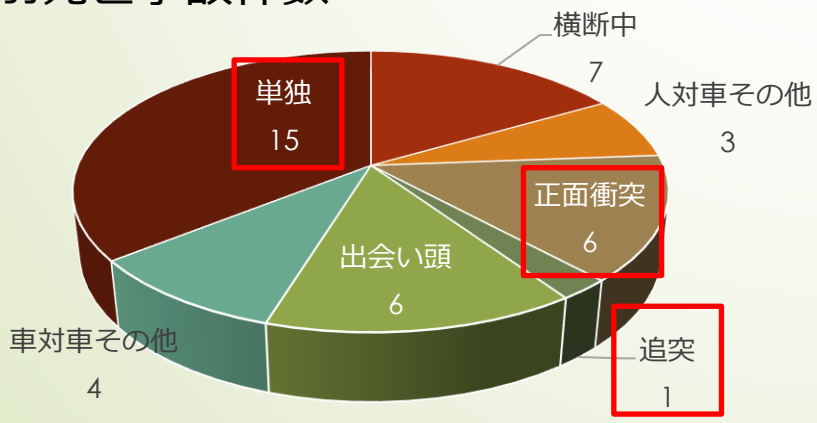
区分	総事故件数	人身事故件数				物損事故件数
			うち死亡事故		負傷者数	
			件数	死者数		
令和７年	51,423	4,681	41	41	5,383	46,742
令和６年	50,282	4,869	58	60	5,489	45,413
増減数	1,141	-188	-17	-19	-106	1,329
増減率(%)	2.3	-3.9	-29.3	-31.7	-1.9	2.9

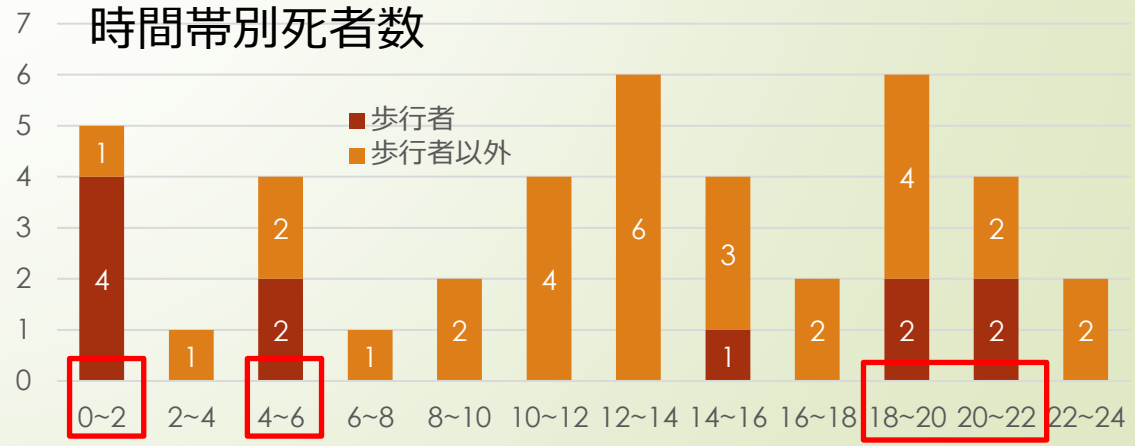
１　県下の交通事故

令和７年の人身事故の特徴

○　死亡事故は車両単独等一方的過失の事故が約５割
○　四輪乗車中の死者１７人のうち、９人がシートベルト非着用
○　歩行者が死亡した事故１１件のうち、１０件が薄暮・夜間時間帯に発生
　（夜光反射材を着用していたのは１割）
○　飲酒運転による事故は４２件発生
○　全人身事故に占める自転車事故の割合は増加傾向
　（令和２年以降２割以上）

類型別死亡事故件数





1　県下の交通事故

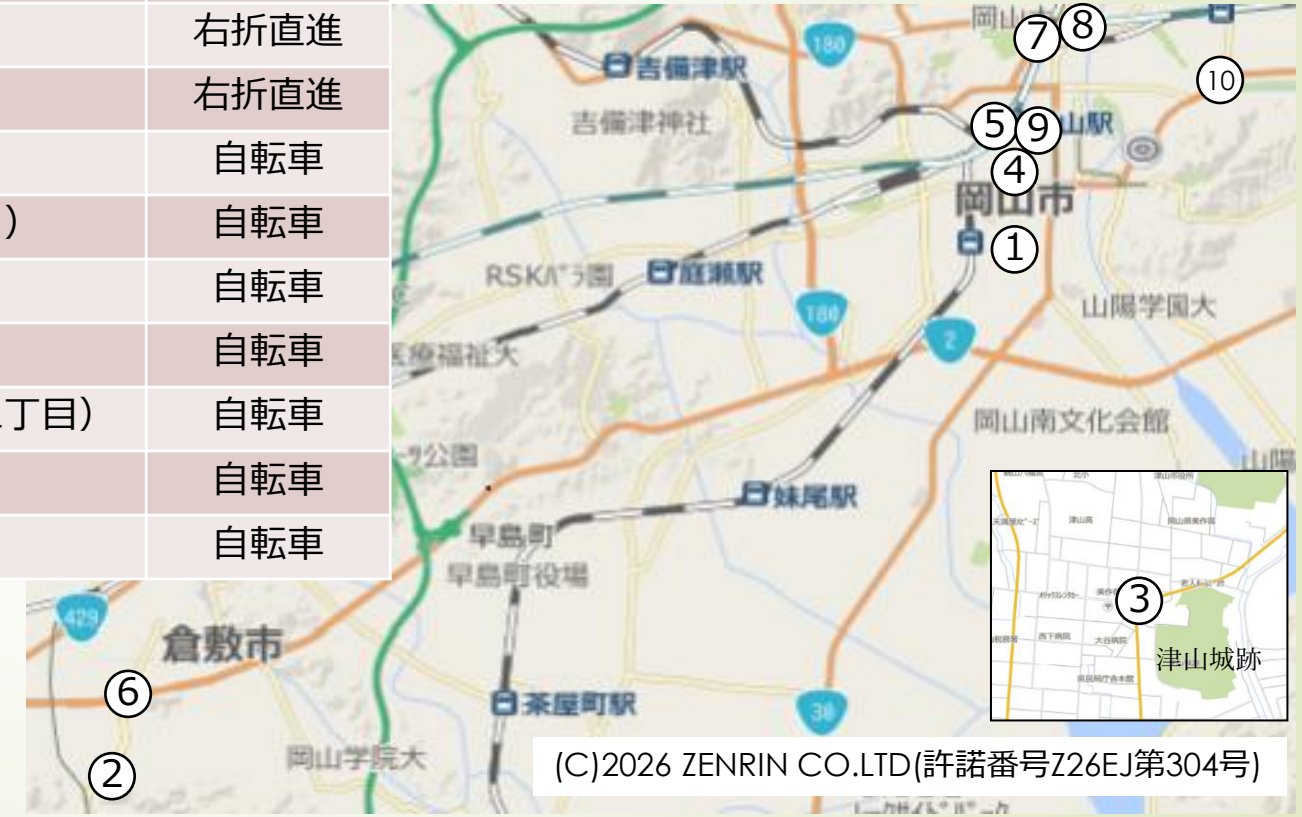
令和８年６月末の発生状況

区分	総事故件数	人身事故件数				物損事故件数
			うち死亡事故		負傷者数	
			件数	死者数		
令和８年	24,849	2,332	24	25	2,619	22,517
令和７年	24,148	2,303	18	18	2,649	21,845
増減数	701	29	6	7	-30	672
増減率(%)	2.9	1.3	33.3	38.9	-1.1	3.1

1　県下の交通事故

過去５年間の交通事故多発交差点

番号	多発交差点名	事故類型
①	奥田本町北交差点（岡山市北区奥田本町）	出会い頭
②	東富井交差点（倉敷市堀南）	右折直進
③	椿高下交差点（津山市田町）	右折直進
④	大供交差点（岡山市北区大供一丁目）	自転車
⑤	西川橋交差点（岡山市北区野田屋町一丁目）	自転車
⑥	大高交差点（倉敷市東富井）	自転車
⑦	大和町交差点（岡山市北区中井町一丁目）	自転車
⑧	岡北大橋西詰交差点（岡山市北区中井町二丁目）	自転車
⑨	柳川交差点（岡山市北区野田屋町一丁目）	自転車
⑩	陸運口交差点（岡山市中区藤原）	自転車



(C)2026 ZENRIN CO.LTD(許諾番号Z26EJ第304号)

2　安全運転管理者選任事業所の交通事故

令和７年の発生状況

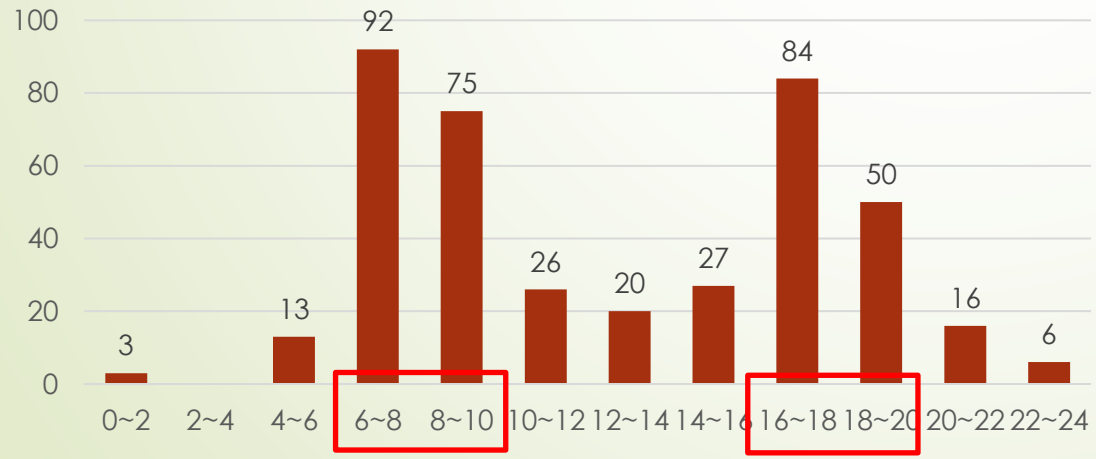
区分	人身事故件数		
		死者数	負傷者数
令和７年	412	3	467
令和６年	359	4	393
増減数	53	-1	74
増減率（%）	14.8	-25.0	18.8

２　安全運転管理者選任事業所の交通事故

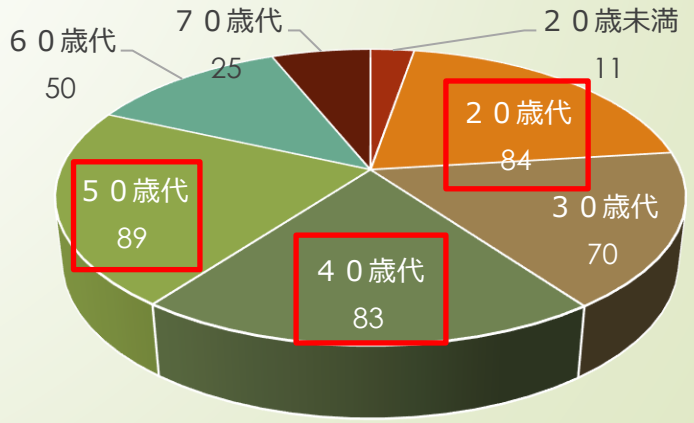
令和７年の安全運転管理者選任事業所の事故の特徴

○　時間帯は６～１０時、１６～２０時が多く、８時間で７割以上
○　事故類型は追突が最も多く、次いで出会い頭が多い
　　法令違反は前方不注意が最も多い
○　年齢層別では、５０歳代が最も多く、次いで２０歳代、４０歳代が多い

時間帯別発生件数



年齢層別発生件数



2　安全運転管理者選任事業所の交通事故

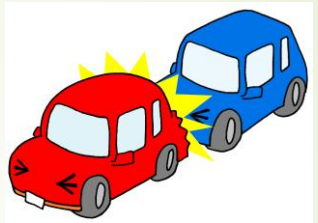
令和８年６月末の発生状況

区分	人身事故件数		
		死者数	負傷者数
令和８年	178	1	195
令和７年	192	1	221
増減数	-14	0	-26
増減率（%）	-7.3	0.0	-11.8

3　事業所における交通事故防止

一方的過失事故の防止







○　道路状況に応じた適切な速度

→　カーブ、交差点のほか、雨天、夜間等の状況に応じて適宜減速。

○　前方の安全確認がおろそかになる「ながら運転」の禁止

→　40km/hでは１秒間では約11m進行。「ほんの一瞬」の間に事故発生。

携帯電話使用等　普通車反則金18,000円、点数３点

○　全席でのシートベルト着用、チャイルドシート使用

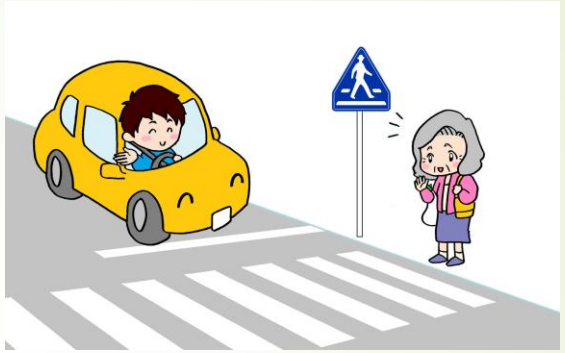
→　万が一の事故に備えて、命を守る措置を。

○　運転者の体調・健康に配慮

→　病気や居眠りで意識喪失することも。運転者の健康把握と余裕のある運転計画を。

3　事業所における交通事故防止

歩行者被害事故の防止



○　横断歩道での歩行者優先

→　信号機のない横断歩道では、「接近時は直前で停止できる速度で進行」、「歩行者があるときは一時停止し、通行を妨げない」、「停止車両の側方を通過して前に出るときは一時停止」の３つのルールを厳守。
信号機のある場合も、右左折時は横断歩道を渡る歩行者に要注意。

横断歩行者等妨害等　普通車反則金9,000円、点数２点

○　夜間のハイビーム有効活用

→　照射範囲はロービームで40m、ハイビームで100m。対向車がなければ、原則ハイビームで危険を早く発見。

3　事業所における交通事故防止

飲酒運転の禁止



○　安全運転管理者による点呼・酒気帯び確認

→　点呼時に健康状態を確認。運転の前後には、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認し、記録する。

○　二日酔いに注意！

→　まずは飲み過ぎない！

万が一、二日酔いの場合は、休暇取得、公共交通機関の利用により、絶対に運転しない。

※分解に４～５時間必要



ビール
500ml



日本酒
１合弱

酒酔い運転　5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、3年免許取消
酒気帯び運転　3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、
2年免許取消又は90日停止

3　事業所における交通事故防止

諸々の違反の禁止

○　運転席、助手席の窓ガラスに日よけ、カーテンを付ける

乗車積載方法違反　普通車反則金6,000円、点数１点



○　バス停に止まっていたバスの発進を譲らない

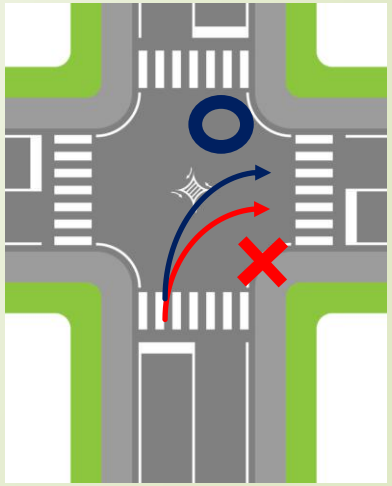
乗合自動車発進妨害　普通車反則金6,000円、点数１点

○　先が渋滞している交差点に進入する

交差点進入禁止違反　普通車反則金6,000円、点数１点

○　交差点の小回り右折

交差点右左折方法違反　普通車反則金6,000円、点数１点



○　歩道横断時の一時不停止

通行区分違反　普通車反則金9,000円、点数２点

○　信号が変わって発進する時にウインカーを出す

合図不履行　普通車反則金6,000円、点数１点

３　事業所における交通事故防止



自転車の安全利用

○　自転車の交通違反に反則通告制度導入（令和８年４月１日）

→　１６歳以上の自転車運転者による信号無視や指定場所一時不停止等の一定の違反には自動車同様に「青切符」が交付される。
　守るべきルールはこれまでと変わらないので、引き続き車両としてのルールを遵守。

○　自転車乗車用ヘルメットの着用

→　自転車乗車中の交通事故死者の約４割が頭部を負傷。
　万が一の事故から命を守るためにもヘルメットを着用。



４　交通事故発生時の措置

○　交通事故があったときの４つの義務

→　運転者には、「運転の停止」、「負傷者の救護」、「道路における危険防止措置」、「警察官に報告」の義務が課せられる。

○　相手が立ち去っても必ず報告

→　歩行者や自転車との事故では、相手が「いいです」と言って立ち去る場合もあるが、自分だけでも必ず警察官に報告。相手にけががあれば、ひき逃げになることも。



救護義務違反　10年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、点数35点

5　安全運転管理上の注意事項

○　運転免許、車検、保険の有効期限

→　リストを作成するなどして期限内に確実に更新。

○　車種外無免許の防止

→　特に貨物自動車（準中型～車両総重量3.5t以上7.5t未満、最大積載量2t以上4.5t未満、中型～車両総重量7.5t以上11t未満、最大積載量4.5t以上6.5t未満）に注意。運転席にシールを貼るなどして防止。

中型車

普通免許・準中型免許では運転できません

無免許運転　3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、点数25点

5　安全運転管理上の注意事項

○　下命・容認の禁止

→　自動車の使用者等は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、無免許運転等一定の違反行為をすることを命じたり、運転者がそれらの行為をすることを容認してはならない。

無免許運転　3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、停止180日
最高速度違反　6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金、停止30日以上
酒酔い運転　5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、停止180日
酒気帯び運転　3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、停止90日以上
麻薬等運転　5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、停止180日
過労運転　3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、停止180日
無資格運転　6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金、停止90日以上
積載制限違反　3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金、停止30日以上
放置駐車違反　15万円以下の罰金、停止30日以上

6　最近の法令改正

○　危険運転致傷罪等に数値基準導入（令和８年７月２１日）

→　飲酒については、呼気中アルコール濃度0.5mg/l以上、高速度については、最高速度60km/h以下の道路で＋50km/h以上、60km/h超の道路で＋60km/h以上等の数値基準が明確化。

○　生活道路における法定速度引き下げ（令和８年９月１日）

→　主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路では、法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられる。
　ただし、道路標識により最高速度が指定されている道路では、その指定速度が最高速度となる。



岡山県警察